

6年度水田営農活性化対策

農家の意向重視

転作等目標面積は傾斜配分に

二月十五日、大館市水田営農活性化対策推進協議会が開催され、市に割り当てられた六年度の転作等目標面積や他用途利用米の配分方法などを決定しました。また、六年度は「冷害を克服し収益を高めるため、地域の話し合いにより制度を有効活用しよう」を合言葉に、活性化対策を推進していくことになりました。

水田営農活性化対策は、「稲作・転作を組み合わせた生産性の高い水田営農の確立」をめざして、実施期間三年で平成五年度にスタートしています。昨年は、降ヒョウや冷害など



推進方針を決定した活性化対策推進協議会

の異常気象によって農作物に大きな被害があった中、農家の皆さんのご理解とご協力で転作目標を達成できました。国は昨年の被災経験から、六年度以降は活性化対策に農家の意向を反映させ、より効果的に進めていくため、転作等目標面積と他用途利用米の配分を減らし、復田計画等各農家の意向調査に基づいて傾斜配分するなど、新たな施策を取り入れました。

市ではこうした施策の変化に対応し、各農家・地域の主体的な取り組みと自主性を尊重しながら、六年度も水田営農活性化対策を実施します。

転作等目標面積

昨年は、水稻の作況指数が全

国平均で七五の「著しい不良」となり、米の需給調整が大変厳しい状況になったことで、国は来年度以降の転作等目標面積を七万六千ヘクタール減らして六十万ヘクタールにしました。これに伴い、秋田県には五年度より五千百九十ヘクタール少ない一万九千五百七十ヘクタールが配分され、県から大館市には五年度より百三十七ヘクタール少ない六百三十九ヘクタールが配分されました。

市の目標面積の各農家への配分方法は、まず水田耕作面積に対して一律一六・五％で仮配分し、その後提出してもらった転作・復田の計画書を基に面積を調整して、正式な配分面積を決定します。

これまでの各農家の水田耕作面積へ一律の割合で配分していましたが、六年度は転作・復田の計画書によって、これまで転作地であったところを水田に戻すかどうか、あるいはどれくらい転作できるかを事前に集約し、農家の計画に沿って、多く転作できる農家には目標も多く、少

ししかできない人には少なく目標面積を振り分けます。つまり、転作をやれるという農家の面積合計で市の目標を達成するという考え方です。

他用途利用米

他用途利用米は、水田の有効利用と加工用米確保のために導入されているもので、転作形態の一つとされ、出荷した数量を面積換算して、転作したと同様に計算されます。

水田を畑にしなくても米を作って転作できるため、作業や労力の面で利点がありますが、一方で政府米や主流流通米に比べて売り渡し価格が低いという問題があります。

国は、転作等目標面積を減らしたうえで、他用途利用米生産を安定させ、加工需要への確にに対応するため、生産予定数量を八万三千ヘクタール減らし四十五万ヘクタールに



しました。これに伴い、秋田県には五年度より三千五百ヘクタール少ない二万五千ヘクタール、県から大館市へは百四十一ヘクタール少ない二十九ヘクタールが配分されました。

他用途利用米は、各農家へ転作等目標面積の三〇％を一律に仮配分し、農家から提出された転作・復田の計画書による目標面積の変更と調整した後、水稻作付け面積の一定割合を数量に換算して配分します。

なお、面積換算などの際には、大館地方農業共済組合が五年度に改定した、農家ごとの基準単収（十ヘクタールの収量）を使用